

平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 原田 学 ほか52名

被告 東京都, 国 (処分をした行政庁: 関東地方整備局長)

平成19年(行ウ)第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 小川 裕之 ほか36名

被告 東京都, 国 (処分をした行政庁: 関東地方整備局長)

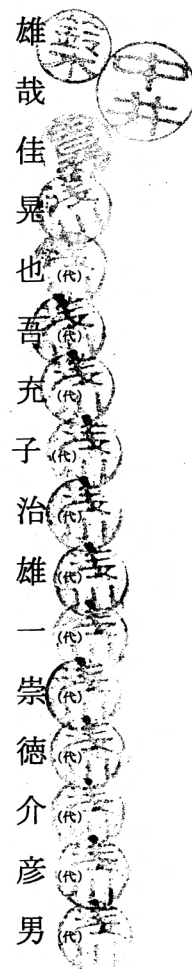
準備書面(4)

平成19年10月29日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告国指定代理人

鈴	木	秀	雄
中	井	公	哉
曾	我	高	佳
浅	川		晃
内	田	欽	也
原	田	修	吾
二	井	俊	充
田	畑	美	子
西	岡	誠	治
淡	中	泰	雄
黒	川	健	一
戸	田		崇
東		智	徳
尾	上	佑	介
須	藤	明	彦
小	林	武	男





太

邦正七健正正

田藤好星保野

福遠三赤神飯

被告国は、本準備書面において、本件訴えのうち、原告 I らの訴えについて本案前の答弁をするとともに、原告らの平成19年9月3日付け準備書面(以下「原告ら準備書面5」という。)に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、本書面において新たに用いるもののほか、従前の例による。

## 第1 原告井上らの訴えに対する本案前の答弁

- 1 本件訴えのうち、原告 I.T , 同 A.K , 同 K.K , 同 I.T 及び同 N.H の訴えをいずれも却下する。
- 2 本件訴えに係る訴訟費用のうち、原告 I.T , 同 A.K , 同 K.K , 同 I.T 及び同 N.H と被告国との間に生じた部分は、上記原告らの負担とする。

## 第2 本案前の申立ての理由

- 1 本件訴えの原告適格については既に平成19年6月25日付け被告国の答弁書第2(2ないし6ページ)において詳述したとおりであって、最高裁平成17年大法廷判決の判示内容に照らして考えると、本件鉄道事業における東京都環境影響評価条例(平成14年東京都条例第127号による改正前のもの。)の関係地域(以下「関係地域」という。)は、同答弁書別紙図面(乙第1号証・環境影響評価書201ないし203ページ)のとおりであるから、関係地域内に居住していない原告らについて、本件訴えの原告適格を認めることはできない。

そして、原告 I.T (原告目録2)、同 A.K (原告目録3)、同 K.K (原告目録19)、同 I.T (原告目録24)及び同 N.H (原告目録26)については、原告ら提出の各証拠資料(甲第49、50、52の1、52の2、53号証)によっても、同人らが関係地域内に居住しているとは認め難いから、少なくともこれらの原告らに本件訴えに係る原告適格を認めること

はできない。

したがって、本件訴えのうち、上記原告らの訴えについては、いずれも却下を免れない。

## 2 原告 K.M について

原告 K.M (原告目録 2 1) については、訴状記載の住所地における住民登録が認められるものの、同住所地への異動は平成 19 年 8 月 1 日で本訴訟提起後であるから、居住関係の実態を明らかにする証拠を追加されたい。

## 第 3 原告ら準備書面 5 「第 2 本件被害の特徴」及び「第 3 被告国の本案前の答弁について」について

### 1 原告らの主張

原告らは、原告らの平成 19 年 1 月 29 日付け準備書面 1 において主張したのとほぼ同様の主張を繰り返し (原告ら準備書面 5・3 ないし 14 ページ)、被告国が平成 19 年 6 月 25 日付け答弁書第 1 の 1 (1) (2 ページ) のとおり、原告適格を否定すべきとした原告 0 ら 12 名 (以下「原告 0 ら」ともいう。) について、原告適格を認めるべきであるなどとする論難する。

しかしながら、そもそも本件鉄道事業は別件道路事業とは全く別個のものであって原告の主張する別件道路事業による健康被害が直ちに本件鉄道事業における具体的な権利侵害として観念される関係にあるものではない上、原告 0 ら 12 名に関する原告らの主張は、本件鉄道事業による健康被害について漠然かつ抽象的に主張するにとどまるもので、原告 0 らにつき、最高裁平成 17 年大法廷判決が判示する「当該事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある」ような関係を認めることはできない。また、原告らが主張するところの文化を含む生活環境ないし文化的利益なる主張も、結局のところ、下北沢の住民一般が有する地位を主張するものにすぎず、個別の原告らが有する具体的な法的利益を主張するものとはいえないというべきである。なお、原告らが上記利益の根拠と

して引用する東京高等裁判所昭和48年7月13日判決(訟務月報19巻13号71ページ)が原告ら主張の原告適格を認める論拠となり得るものではないことは、被告国の平成19年3月28日付け準備書面(2)で述べたとおりである(同書面4ページ)。そして、原告らが主張する財産的な被害についても、被告国の平成19年6月25日付け答弁書第2の4(4ページ)で述べたとおり、原告0らの中に、本件鉄道事業地内の不動産につき権利を有する者は存しないし、原告らの当該主張は漠然かつ抽象的なものであって、本件鉄道事業による財産権侵害の具体的危険には何ら言及されていない。

したがって、原告らの上記主張はいずれも失当である。